

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年3月1日現在)

1. 株式会社サンライフの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

所在地	〒135-0016 東京都江東区東陽 5-5-2 篠崎ビル 102
事業者名	株式会社サンライフ
住所	〒135-0016 東京都江東区東陽 5-5-2 篠崎ビル 102
事業所名	サンライフケア
代表者名	上月 伸一
事業所番号	1370805689
サービスを提供する地域	江東区・中央区・墨田区・江戸川区
法人が所有する営業所の種類	介護保険訪問介護・介護保険予防訪問介護・介護保険居宅支援・障害者自立支援法居宅介護・重度訪問介護 江東区障害者移動支援事業

(2) 同事業所の職員体制 (※変更がある場合は別紙にてお知らせ致します)

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名	0名	1名	相談窓口受付、管理業務全般
介護支援専門員	6(1)名	0名	6(1)名	居宅介護支援、給付管理業務※ ()内は管理者兼務

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供に当たる。

(3) 営業日・営業時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※8月13日～8月17日及び12月30日～1月3日を除く

※転送電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

2. 当事業所の居宅介護支援の方針

【運営の方針】

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、中立な立場で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来る様、要介護者等の心身の状況、環境等を勘案し、利用する指定居宅サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めた計画を作成し、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう支援を行なう。事業の実施にあたっては、関係区市町村地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 相談・要望・苦情の窓口

① 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各々サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電 話 03-6659-7543（月～金は午前9時～午後5時土は午前10時～午後3時）

担 当 お客様相談係（担当：上月 伸一）

② 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 江東区役所 介護保険課 在宅支援係 介護サービス利用相談電話：03-3647-9099
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課電話：03-5326-0878
- ・ 東京都 介護保険相談窓口 福祉局保険部介護保険課 電話：03-5620-4597

③ 苦情解決の手順

(1) 苦情の受付

- ・ 苦情受付担当は、利用者等からの苦情を随時受付いたします。

(2) 苦情受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当は、受け付けた苦情は全て苦情解決責任者へ報告します。その際、苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確認をいたします。

(3) 苦情解決に向けての話し合い

- ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人または苦情解決責任者は必要に応じて第三者の助言を求めることができます。

(4) 苦情の解決結果の記録・報告

- ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。
- ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人に対して、一定期間経過後、報告します。

4. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生や緊急の対応が必要になった場合は、事前の打ち合わせにより主治医・管理者や家族等に連絡するとともに迅速かつ適切な対応に努めます。

※利用者様が入院する時には、担当の介護支援専門員の指名および連絡先を入院医療機関にお伝えいただくようお願いします。

ご家族等	名前		関係	
	住所			
	電話番号			
	名前		関係	
	住所			
	電話番号			
主治医等	病院名		主治医名	
	住所			
	電話番号			
	病院名		主治医名	
	住所			
	電話番号			

5. (秘密保持)

1. 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために個人情報を利用者担当者会議等で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. 第三者評価について

第三者評価	特に行っていない
-------	----------

7. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止などのため、人権教育及び虐待防止に関する研修を受講されることや、内部通報制度を設けるなど、必要な体制の整備及び、措置を講ずるよう努めるものとします。また事業者は虐待等の事実を発見した場合は、速やかに行政窓口へ報告する等の対策を講ずるよう努めます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を算定及び設置します。

虐待防止に関する責任者	職名 管理者	橘 勇美子
-------------	--------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するために研修に参加できるように努めます。

8.居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

主な流れ	流れと内容等の概略
① (相談) 申込み、受付 ↓	①ご相談のうえ「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出して頂きます。
②ケアプラン原案作成 ↓	②利用者宅を訪問して利用者、家族と相談のうえ、ご希望や必要性を勘案してケアプラン原案を作成します。
③サービス担当者会議等 ↓	③サービス事業者を手配し、サービス担当者会議を開催しサービス事業者や主治医からの意見をj得てケアプランを完成させます。
④ サービスの提供 ↓	④サービスをご利用頂きます。
⑤ ケアプランの評価	⑤利用者宅を訪問してサービス提供後の状況の変化等を確認し、また、ご希望・ご相談を受け必要に応じケアプランの見直しを行います。

※ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。居宅サービス計画の作成にあたっては利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

※ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所は前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合をいつでも閲覧できるようにし、また、それらの各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を8割以下にしています。

9.利用料金等

- (1) 事業者が提供する居宅介護支援利用費は別紙の通りです。
- (2) 標記のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、地域外での相談に関して訪問する場合の交通費は、その実費を頂きます。
- (3) ご利用者はいつでも解約することができ、解約料は不要です。
- (4) 居宅介護支援契約書第10条第3項により、複写物の交付を行う場合は、その実費を頂きます。
- (5) その他の費用が必要となる場合はその都度ご説明させていただきます。

【利用料金】

- (1) 法定代理受領サービスに係る利用料
要介護認定を受けた方は介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

10. サービス利用割合等

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅サービス計画について、以下の公表をしています。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、下記のとおりです。

判定期間 (令和5年度)

■ 前期 (令和5年9月1日から令和6年2月末日)

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	25.77%
通所介護	23.92%
地域密着型通所介護	10.02%
福祉用具貸与	40.28%

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	サンライフケア事業所 52.66%	株式会社オハナケア 5.68%	株式会社メディカル・フロント 5.13%
通所介護	社会福祉法人あそか社会事業所 23.42%	有限会社すこやか事業所 16.79%	株式会社サン・エコ笑顔 7.90%
地域密着通所介護	いきいきスぱ g C ストーリー株式会社 16.98%	レコード株式会社インターネットインフイニテイー 11.79%	株式会社リハ de スマイル 10.37%
福祉用具貸与	株式会社ヤマシタ 14.20%	株式会社シルバーとっぷ東京 11.26%	株式会社日本サービスセンター 10.79%

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により支援事業者に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じた料金（下記参照）を支払い、支援事業者はサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を保険者の窓口に提出することで保険給付分の払戻を受けられます。

・ 料金改正時は別紙にて交付いたします。

【料金表】			
居宅介護支援費(I)(i)	要介護1・2	1,076 単位	12,266 円
※取扱件数 40 未満について算定。	要介護3・4・5	1,398 単位	15,937 円
居宅介護支援費(I)(ii)	要介護1・2	539 単位	6,144 円
※取扱件数 40 以上 60 未満の部分について算定。	要介護3・4・5	698 単位	7,957 円
居宅介護支援費(I)(iii)	要介護1・2	323 単位	3,682 円
※取扱件数 60 以上の部分について算定。	要介護3・4・5	418 単位	4,765 円
居宅介護支援費(II)(i)	要介護1・2	1,076 単位	12,266 円
※取扱件数 45 未満について算定。	要介護3・4・5	1,398 単位	15,937 円
居宅介護支援費(II)(ii)	要介護1・2	522 単位	5,950 円
※取扱件数 45 以上 60 未満の部分について算定。	要介護3・4・5	677 単位	7,717 円
居宅介護支援費(II)(iii)	要介護1・2	313 単位	3,568 円
※取扱件数 60 以上の部分について算定。	要介護3・4・5	406 単位	4,628 円

【料金加算】		
特定事業所加算(I)	505 単位	5,757 円
特定事業所加算(II)	407 単位	4,639 円
特定事業所加算(III)	309 単位	3,522 円
特定事業所加算(A)	100 単位	1,140 円
特定事業所集中減算	-200 単位	-2,280 円
初回加算	300 単位	3,420 円
入院時情報連携加算(I)	200 単位	2,280 円
入院時情報連携加算(II)	100 単位	1,140 円
カンファレンス参加なし 退院・退所加算 (連携1回)	450 単位	5,130 円
カンファレンス参加なし 退院・退所加算 (連携2回)	600 単位	6,840 円
カンファレンス参加あり 退院・退所加算 (連携1回)	600 単位	6,840 円
カンファレンス参加あり 退院・退所加算 (連携2回)	750 単位	8,550 円
カンファレンス参加あり 退院・退所加算 (連携3回)	900 単位	10,260 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,280 円
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1,425 円
通院時情報連携加算	50 単位	570 円

- ◆ 居宅介護の提供開始に当たり利用者に対して重要事項説明書を説明しました。
事業者名 株式会社 サンライフ 事業所名 サンライフケア

説明者 _____ 印 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- ・ 私は事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けること、並びにその利用料の支払いに同意します。
- ・

利用者 _____ 印 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

代筆者

家 族 _____ 印(関係 _____) 代理人 _____ 印